

# アジアを 読む

9

## 核心に入りつつある 香港「一国二制度」

にみられるように社会騒乱の防止を狙いとした予防拘束的なものが多し。

香港では「国家安全法」の制定をめぐり、反対デモが起きるなどの混乱が続いている。「反逆」国家分裂、反乱扇動、中央政府転覆、国家機密窃取のあらゆる行為を禁止する「こと」を趣旨としたこの法案は、香港の憲法とも言うべき「香港基本法」の二三条で立法化が義務づけられている。しかし一方で、同法二七条は「香港住民は言論、報道、出版の自由、結社、集会、デモの自由などを享有する」と基本的な人権を保証している。

基本法の問題点を指摘する声は当初からあった。国家安全法の制定によって二七条で保証した自由がどう制限を受けるのかはよくわかっていなかったからである。安全法の制定直前に、この問題点が表面化した形となった。

一三条に関連して基本法にはもう一つ重要な条項がある。第一八条は、国家の統一または安全に危害を及ぼす動乱が発生し、香港特別行政区政府が非常事態を決定した場合、中央政府は全国的な法律を香港で実施する命令を発することができる」と定めている。天安門事件の際に香港で民主化運動が盛り上がったのを受け、中国がこの条項案を今のような詳しい記述に改めた経緯がある。

一国二制度を編み出した鄧小平氏は

87年の香港基本法起草委員会との会見の場で、香港のすべてを香港の人が管理し、中央政府が全く干渉しないようにしてはならない。もし香港を反大陸の基地にしたらどうするのか。干渉しなければならぬ」と述べた。基本法三三、一八条にはこの考え方が流れている。

「一国二制度」を文字通り読めば、「一国」が先にある。鄧小平氏の発言が象徴するように、「一国・統一」を重視するのが中国の原則である。一方、英植民地時代の香港政府による自由放任主義、政治参加を除く「や非介入主義に慣れた香港の人々は、国家という価値観よりも、「二制度」という言葉に重きを置きがちである。

マレーシア、シンガポールのように「全体の安定」を優先するにしても、「個の自由度」をどこまで制限するのか。その範囲をめぐって摩擦が起きているのが香港である。香港特別行政区政府は国家安全法案に対する意見聴取をやり直す方針のようだが、香港基本法で制定が決まっている以上、安全法の立法化は避けられない。大多数の香港の人たちには、どのような行為が国家安全法に抵触するのか、具体的なものさしで透明性を確保したいという思いが強い。問題点が明らかにならぬ以上、双方の安定と繁栄を保証する道はあらずである。

(日経香港社 奥村幸広)

マレーシアで記者をしていたころ、風変わりなパーティーに出席したことがある。ある事件で治安維持法違反により逮捕された人たちの、十周年記念の夕べとも言うべきものだった。

参加人数は約100人。一挙に多数を拘束できる治安維持法の威力と、堂々と都心のホテルでこのような「獄窓同期会」が開けるおおらかさとの落差に奇妙な感じがしたものだ。

治安維持法は逮捕状、裁判抜きで被疑者を無期限に拘束できる権限を政権に与える法律である。運用次第では自由や人権、政治的ライバルを抑圧する武器にもなる。

もちろんこの法律の廃止を求める声はマレーシア内にある。しかし、マハ

ティール首相は「国家安全定のためには必要であり、撤廃しない」と繰り返し明言。同首相の発言を支持する国民層がいるのも確かである。

マレーシアの隣国であるシンガポールも治安維持法を持つ。両国とも多民族国家であり、微妙な国内問題は少なくない。マレーシアでは60年代後半に大規模な人種衝突が起き、多数が死亡。3年ほど前にも人種対立が起きた。複雑な人種パランスの上に立っているのがマレーシアである。一方、シンガポールはアジアのイスラム大国に囲まれた都市国家。国家安全定のためには国民の権利を制限するケースがあってもやむを得ないと考える。

両国で治安維持法を適用した最近のケースを見ると、テロネットワークの摘発